

八王子市被保護者債務整理支援プログラム実施要綱

平成26年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び保護の申請者（以下、「被保護者等」という。）のうち、債務を抱えている者について、日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）の利用に向けての相談及び債務解消の助言等を行うことにより、当該被保護者の債務の解消を図り、もって自立の助長に資することを目的とする。

(候補者)

第2条 債務を抱える被保護者等とする。

(対象者)

第3条 候補者のうち、債務整理支援プログラム（以下、「プログラム」という。）利用の合意を得られた者とする。

(確認手順)

第4条

- (1) 面接相談員又は地区担当員は、候補者に債務一覧表（第1号様式）を作成させ、債務の内訳を把握する。
- (2) 地区担当員は、候補者に債務整理の方法を説明する。
- (3) 地区担当員は、候補者から債務の状況や意見、要望等の聞き取りを行う。
- (4) 地区担当員は、候補者に法テラスの利用勧奨を行う。
- (5) 地区担当員は、候補者に対して（2）から（4）の説明等の後、プログラム利用の合意について確認する。ただし、候補者のうち、保護の申請者は保護開始決定後に確認するものとする。

(支援方法)

第5条

- (1) 地区担当員は、対象者の法テラスへの相談が円滑に進むように、必要に応じて相談予約及び申し込み書類の作成について支援する。
- (2) 法テラスへの申し込み手続き終了後、地区担当員は、債務整理支援プログラム検討票（以下、「検討票」という。）（第2号様式）の作成及び債務整理支援プログラム利用者台帳（以下、「台帳」という。）（第3号様式）へ記載し、検討票を決裁する。
- (3) 担当査察指導員は適宜、検討票及び台帳の記載漏れ等がないか確認する。
- (4) 地区担当員は、法テラスの相談終了後、適宜、対象者へ結果の報告及び資料の提出を求める。
- (5) 地区担当員は、対象者の援助終結又は援助不可等、結果が出た場合は速やかに、債務整理支援プログラム結果票（以下、「結果票」という。）（第4号様式）及び台帳へ記載し、結果票を決裁する。
- (6) 担当査察指導員は適宜、結果票及び台帳の記載漏れ等がないか確認する。

(支援期間)

第6条 支援期間は法テラスの相談を経て弁護士等による援助が終了するまで、又は援助不可及び法的指導により弁護士等から援助が受けられないと判断されるまでとする。

(その他)

第7条

- (1) 債務の内訳を明らかにしない又はプログラム利用に合意しない場合は、債務整理支援プログラム未利用者台帳(第5号様式)に記載し、自ら債務整理するよう必要に応じて、生活保護法第27条に基づく口頭又は文書にて指導指示を行う。
- (2) 自ら債務整理を進めない場合は、プログラム利用を再度検討する。
- (3) 生活保護法第27条に基づく文書指示に従わない場合は、不利益処分を検討する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係) 省略

第2号様式(第5条関係) 省略

第3号様式(第5条関係) 省略

第4号様式(第5条関係) 省略

第5号様式(第7条関係) 省略